

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- | | | |
|---|---|--------------|
| ○県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件) | 一 | (農村振興課) |
| ○道路の供用開始(五件) | 一 | (道路課) |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | 二 | (気仙沼地方振興事務所) |
| ○公聴会の開催 | 二 | (環境対策課) |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定
(二件) | 三 | (教育庁高校教育課) |
| ○教育委員会定例会の開催 | 四 | |
| ○不在者投票を管理すべき施設の指定等について | 四 | |
| ○道路交通安全法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習の実施について | 五 | |

告 示

- 宮城県告示第六百五十九号
県営二俣南地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。
- なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用

する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年八月三十一日から令和三年九月三十日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河北総合支所

○宮城県告示第六百六十号

県営下野目東部地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年八月三十一日から令和三年九月三十日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び大崎市岩出山総合支所

○宮城県告示第六百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四九号	伊具郡丸森町耕野字不動六六番一地从先から同郡同町館矢間山田字小原瀬西一二番一地从先まで	令和三年八月三十一日

○宮城県告示第六百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市渡波字花立山一番九地先から同市渡波字梨木畑無番地先まで	令和三年八月三十一日午後二時

○宮城県告示第六百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町横浦字名不知一〇番二地从先から同郡同町横浦字名不知八一番一地从先まで	令和三年八月三十一日午後二時

○宮城県告示第六百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	山下停車場線	亘理郡山元町山寺字高地一五番地先から同郡同町浅生原字館新田三〇番地先まで	令和三年八月三十一日

○宮城県告示第六百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	泊崎半島線	本吉郡南三陸町歌津字中山二三番二地从先から同郡同町歌津字中山一一番一地从先まで	令和三年八月三十一日

○宮城県告示第六百六十六号

階上大谷土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年八月二十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年八月三十一日

宮城県気仙沼地方振興事務所

所長 武者 光明

公 告

○環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）第十九条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。これに伴い環境影響評価条例施行規則（平成十一年宮城県規則第五号）第二十七条の規

定により、公述の申出を受け付ける。

令和三年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の開催の日時及び場所

日時 令和三年九月二十五日(土) 午前十時から

場所 宮城県石巻合同庁舎(石巻市あゆみ野五丁目七番地)

二 意見を聴こうとする第一種事業準備書に係る事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 合同会社G・B・i・o石巻須江

2 代表者 代表社員 株式会社G・B・i・oイニシアティブ 職務執行者 高橋俊春

3 所在地 東京都千代田区神田須田町一十八 アーバンスクエア神田ビル5階

三 意見を聴こうとする第一種事業準備書に係る第一種事業の名称、種類及び規模

1 名称 G・B・i・o石巻須江発電事業

2 種類及び規模 火力発電所設置事業、出力 一〇二、七五〇キロワット

四 公述の申出

1 公述申出書の様式等

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名)、第一種事業の名称並びに意見の要旨及びその理由を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限

令和三年九月十日(金)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでは受け付ける。

3 公述申出書の提出先

宮城県環境生活部環境対策課環境影響評価班宛て郵送又は電子メールで提出してください。

提出先 〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

電子メールアドレス k a n t a i e @ p r e f . m i y a g i . l g . j p

五 公述人の選定

1 公述申出書に基づき、県が公述人を五名程度選定する。

2 公述人の選定の結果について、令和三年九月二十二日(水)までに申出者全員に通知する。

3 意見の要旨が環境の保全の見地からでないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あると

きは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、公述を認めないことがある。

六 傍聴について

1 傍聴者の定員 五十名

2 傍聴手続

(一) 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場へ来場すること。

(二) 傍聴の受付は、公聴会開会三十分前から開始する。

(三) 入場は先着順とするので、定員となったときは、入場を制限することがある。

七 その他

公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

八 問い合わせ先

この公聴会及び公述の申し出についての問い合わせは、宮城県環境生活部環境対策課環境影響評価班(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二一―二六六七 電子メールアドレス k a n t a i e @ p r e f . m i y a g i . l g . j p) に行うこと。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和三年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピュータ貸借(三校)一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和三年七月三十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都

港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額 二千六百八十九万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和三年六月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和三年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一 日 時 令和三年九月三日 午後一時三十分

二 場 所 第一会議室

三 事 件

第一号議案 教育功績者表彰について

第二号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

第三号議案 宮城県産業教育審議会専門委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十三号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年八月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

1 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（村田高等学校） 一式

2 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（迫桜高等学校） 一式

3 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（石巻工業高等学校） 一式

4 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（古川工業高等学校） 一式

5 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（大河原商業高等学校） 一式

6 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（鹿島台商業高等学校） 一式

7 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（登米総合産業高等学校） 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和三年七月三十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

一の1 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号

一の2 日通リース&ファイナンス株式会社 東京都港区海岸一丁目十四番二十二号

一の3 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号

一の4 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号

一の5 富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地

一の6 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号

一の7 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額

一の1 二千九百二十一万三千四百四十八円

一の2 八千二百三十六万八千円

一の3 千五百六十万八千円

一の4 四千三百六十五万九千八百八十円

一の5 一億七千四百九十五万九千四百円

一の6 千六百六十五万九千九百八十四円

一の7 六千四百三十八万三千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和三年六月十八日

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一 地方独立行政法人宮城県立こども病院の項の次に次のように加える。
学校法人梅檀学園東北福祉大学せんだんホスピタル 同 市青葉区国見ヶ丘六丁目六五番八号
別表第二 特別養護老人ホームハートケア鶴ヶ谷の項の次に次のように加える。
特別養護老人ホームいこいの郷・燕沢 同 市宮城野区燕沢東二丁目一番三五号

附 則

この告示は、令和三年八月三十一日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第百十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習について、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定により、次のとおり実施する。

令和三年八月三十一日

宮 城 県 公 安 委 員 会

一 実施日時

(一) 講習

令和三年十一月十八日（木）及び同月十九日（金）の二日間
各日午前九時から午後五時十五分まで

(二) 修了考査

令和三年十一月二十六日（金）午前九時十分から午前十時十分まで

二 実施場所

(一) 講習

宮城県仙台市青葉区本町二丁目十二番七号 ハーネル仙台

(二) 修了考査

講習場所と同じ

三 駐車監視員資格者講習の受講手続

(一) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 一通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、令和三年十月一日（金）

から同月二十九日（金）の午前九時から午後五時までの間に、宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係及び宮城県内の各警察署交通課において配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日を含む。）を除く。

イ 写真 一枚

申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの

ウ 駐車監視員資格者講習に関する誓約書 一通

新型コロナウイルス感染症対策の遵守に関するもの

※ 申込書類は県警ホームページの本講習ページよりダウンロード可能

(二) 申込期間

令和三年十月一日（金）から同月二十九日（金）の午前九時から午後五時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(三) 申込先

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

(四) 申込方法

本籍、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先を記載した受講申込書を前記(三)の申込先に提出又は郵送すること。（郵送については、令和三年十月二十九日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

(五) 手数料

二万円分の宮城県収入証紙を受講申込書に添付すること。

なお、受講手数料は、原則として申込書類の受付後は返却しない。

四 講習時の携行品

(一) 駐車監視員資格者講習受講票（駐車監視員資格者講習日までに受講申込書に記載の住所宛てに郵送する。）

(二) 筆記用具（講習用テキストは駐車監視員資格者講習日に配布する。）

五 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査終了後、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、当日、合格者には駐車監視員資格者講習修了証明書を交付し、駐車監視員資格者証の交付

申請手続について教示する。

六 その他

(一) 駐車監視員資格者講習は、道路交通法第五十一条の二三第一項の駐車監視員資格者証の交付を受けるための講習であり、二日間（十四時間）の講習を受講後、修了考査（一時間）に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

(二) 駐車監視員資格者証の交付を申請しようとする者は、当該申請に係る交付手数料（九千九百円）が別途必要である。

(三) 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第五十一条の十三第一項第二号に掲げるいずれかの事項に該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

(四) 駐車監視員資格者証の交付を受けても、道路交通法第五十一条の八第一項に規定する確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動できない。

(五) 受講人数は、定員を二十名としているので、申込期間中であっても定員に達したときは、申込受付を締め切る。

七 受講に関する問合せ先

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話 ○二二―二二―一七―一七 内線五一―四三